

令和7年10月17日

保護者 各位

世田谷区立奥沢小学校
学校長 前田 恵里

感染症に伴う出席停止について（オンライン申請）

学校では、感染症にかかった、またはかかっているおそれがある場合は、適切な療養をし早期に治癒させるため、また、他の児童生徒への感染を防ぐために、「出席停止」としています。なお、休養期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。

下記の感染症で休養する場合は、必ずすぐ下の備考欄でご連絡をお願いいたします。

【学校へ伝える内容】

- ① 病名
- ② 症状
- ③ 発症日
- ④ お休みする期間（見込み）
- ⑤ 受診した医療機関名

出席停止期間を医療機関にてご確認の上、必ずご記入ください。
インフルエンザの場合には、型（A・B）と解熱日もご記入ください。

出席停止となる主な感染症		
インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	伝染性紅斑（りんご病）
百日咳	結核	マイコプラズマ感染症
麻疹（はしか）	髄膜炎菌髄膜炎	ヘルパンギーナ
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腸管出血性大腸菌感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、消化器の風邪など）
風疹	流行性角結膜炎	アデノウイルス感染症
水痘（みずぼうそう）	溶連菌感染症	
咽頭結膜熱（プール熱）	手足口病	

（参考）

インフルエンザの出席停止期間

発症後5日（※1）を経過し、かつ解熱した翌日から2日経過後の医師が許可し登校可能となるまで。

※1 発症した日の翌日を1日目として数える。

新型コロナウイルスの出席停止期間

発症後5日（※2）を経過し、かつ症状が軽快（※3）した後1日を経過後の医師が許可し登校可能となるまで。

※2 発症した日の翌日を1日目として数える。

※3 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態

主な感染症と出席停止期間

感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日（※1）を経過し、かつ解熱した翌日から2日経過後の医師が許可し登校可能となるまで。 ※1 発症した日の翌日を1日目として数える。 抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止とする。
新型コロナウイルス感染症	発症後5日（※2）を経過し、かつ症状が軽快（※3）した後1日を経過後の医師が許可し登校可能となるまで。 ※2 発症した日の翌日を1日目として数える。 ※3 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、且つ、全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
風疹	発疹が消失するまで。
麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	
手足口病	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ感染症	
伝染性紅斑（りんご病）	

【参考文献】

「学校において予防すべき感染症の解説」公益財団法人 日本学校保健会